## 平成二十七年法務省令第三号

令第三百十九号)第六十一条の五第三項の規定出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政 関する省令 入国審査官及び入国警備官の証票の様式に

に基づき、入国審査官及び入国警備官の証票の

第一条 入国審査官及び入国警備官がその職務を 執行する場合に携帯する証票は、本体、身分証 及び記章をもって一組とする。 十三号)の全部を次のように改正する。 様式に関する省令(昭和五十六年法務省令第六

証票の様式は、別図のとおりとする。

第二条 附 則

(施行期日)

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令 第一条 この省令は、 施行する。 による改正前の入国審査官及び入国警備官の証 (経過措置) 平成二十七年七月一日から

票の様式に関する省令の様式による証票は、当

び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式 分の間、この省令による改正後の入国審査官及

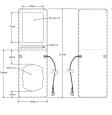
により交付された証票とみなす。 附 第七号) (平成三一年三月一五日法務省令 抄 考

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から 施行する。

経過措置) 官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う (第七条の規定による入国審査官及び入国警備

第十一条 この省令の施行前に交付されたこの省 式により交付された証票とみなす。 及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様当分の間、この省令による改正後の入国審査官 証票の様式に関する省令の様式による証票は、 令による改正前の入国審査官及び入国警備官の



身分証

記章

H

ひもを付ける。 本体は、黒色革製二つ折りとし、黒色の

3 2 ら確認できるものとする。 製とし、身分証に表示された事項を外側か 身分証入れは、無色透明のプラスチック 身分証は、プラスチック製とし、脱帽上

ホログラムにより旭日の中にI及びAを組 半身正面の写真を印刷し、又は貼り付け、

管理局名を表示するものとする。 所属の入国者収容所名又は地方出入国在留 み合わせたマークの紋章を表示する。 vices Bureau」の部分には、 n a l I m m i g r a t i o n S e r 「○○出入国在留管理局 ○○Regio

国審查官 Immigration In 〇」の部分には、入国審査官にあっては入 国警備官 Immigration Co Spector、入国警備官にあっては入 n t r o l 記章は、金属製とし、 「入国〇〇 Immigration〇 Officerを表示する。 I M M I G R A T

O F

JUSTICE

ONJ, JAPAN

M I N I S T R I M I G R

> で表示する。 色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色 Y」及び「出入国在留管理庁」の文字を黒 A G E N C

T O N

S E R V I C E S